

国頭村サステナブル・ビレッジ推進協議会
東部周遊拠点施設自立・分散型エネルギー設備等導入工事

公募型簡易プロポーザル
【工事概要・募集要項・仕様書】

1. 工事概要

(1) 工事名

東部周遊拠点施設自立・分散型エネルギー設備等導入工事

(2) 工事の目的

本施設は、沖縄本島北部の国頭村の道の駅として、地域と自然環境との共生、産業の6次化を目指した産学官の研究開発拠点としての機能を有する東部周遊拠点施設として設置されている。近年の台風災害による1週間近い停電や1カ月近くにわたる光インターネットの停止、先日の津波警報発令など離島県の北部エリアである本地区の災害時の事業継続性向上が急がれる中で、道の駅機能及び避難所、緊急避難場所としてBCP対応が求められている。

今回、再生可能エネルギー（太陽光発電設備）と蓄電池を有する事で事業継続性を担保しつつ、平時においては、やんばるエリアの大自然を体験しながら、再生可能エネルギーを使った食工房での6次化商品開発やコワーキング（リモートワーク）ができる道の駅として活用する。これにより地域の産業振興の拠点としての道の駅の温室効果ガスの排出抑制だけでなく、自然と地域の共存を通じた新たな観光・視察ニーズを創出する新たなBCPモデル構築を目指す。

(3) 工事期間

契約締結日の翌日から令和7年1月20日（月）まで

(4) 工事内容

太陽光発電設備と蓄電池を導入する事により、平時は発電電力の自家消費による温出効果ガスの排出抑制、災害時は蓄電池から重要設備（特定負荷）へ電力を供給する事による避難所としての役割及び事業継続を図る。太陽光発電設備は、設置可能エリアの大半を占める本体棟屋根面へモジュール変換効率の高いN型モジュールを設置する。

また、実証事業も兼ねて障がい者用駐車場及び通路屋根面に薄型太陽光パネルを設置し、今後実証結果をもとに壁面設置の検討、設置範囲の拡大等を検討する。特定負荷は、冷凍冷蔵設備等の三相、コンセント等の単相がある為、効率・機器構成を考慮し蓄電池も三相と単相の2セット（2種類）を導入する。大容量の三相蓄電池は、発火の危険性がなく、長寿命なレドックスフロー蓄電池を導入する。

- ・太陽光発電出力：N型 50kW・薄型 4.95kW
- ・蓄電池：三相 100kWh・単相 15.0kWh

(5) 【設備の導入に関する事項】

※参考規格・参考数量を記載（参考として記載、同等の提案であれば、問題ありません）

① -1. 本体棟屋根面（三相システム）

【太陽光パネル】

N型単結晶モジュール：従来のP型に比べ変換・発電効率が高く、高温時の損失も少ない。

・出力：460W×123枚=56,580W=56.58kW

【パワーコンディショナー】

太陽光パネルと蓄電池の連携が可能なハイブリッドタイプ

・出力：50kW 台数：1台

【蓄電池】

レドックスフロー蓄電池：電解液を使用している為、発火の危険性がなく、損傷して液が漏れても火災や有毒ガス発生等の危険性が無い。20年以上の長寿命設計の為、環境負荷も軽減出来る。

・出力：50kW 容量：100kWh 台数：1台

・発電量：64,348kWh

② -2. 障がい者用駐車場及び通路屋根面（単相システム）

【太陽光パネル】

薄型太陽光パネル：柔軟性、軽量、耐久性に優れ、耐荷重の制限がある構造物や建物、壁面や特殊な屋根にも設置が可能。

・出力：300W×18枚=5,400W=5.4kW

【パワーコンディショナー】

太陽光パネルと蓄電池の連携が可能なハイブリッドタイプ

・出力：4.95kW 台数：1台

【蓄電池】

リチウムイオン蓄電池：現在市場に流通している定置型蓄電池のうち、小型で効率が高い。

・出力：4.5kW 容量：15kWh 台数：1台

・発電量：5,466kWh

③ 共通事項

ア. 温出効果ガス抑制効果の算出

イ. 事業継続性に関する資料作成のサポート

(6) 予算限度額

110,000,000円(税込)

※この金額は予算の限度を示すものであり、契約金額を示すものではありません。

2. 募集要項

(1) 応募資格次の要件をすべて満たす法人および個人とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ② 法人の場合、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始がなされていないものであること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止用に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員又は武力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- ④ 国税および地方税を滞納していないものであること。
- ⑤ 本工事を円滑に遂行するために必要な経営基盤や能力を有し、発注者および関係者などと連絡・調整や打合せ等の参加が常時可能である体制をとれるものであること。
- ⑥ その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

(2) 応募の手続き

- ① 様式等の取得応募に必要な書類については、国頭村サステナブル・ビレッジ推進協議会のホームページからのダウンロードにより入手すること。
- ② 質問票について 応募に関する質問がある場合は、質問票(様式1)により電子メールにて提出すること。なお、電子メール以外による質問は受け付けないものとする。

【受付期限】 令和6年9月12日(木)15:00必着

【提出先】 後記の「4 問い合わせ先」宛て 提出の際は、担当者へ電話にて到着・受信の確認を行うこと。

【回答】 令和6年9月17日(火)までに国頭村サステナブル・ビレッジ推進協議会のホームページに公表する。

- ③ 企画提案書の提出企画提案へ応募するものは、持参、又は郵送(簡易書留での送付とする)、電子メールにて提出すること。なお、企画提案の応募が可能なのは、「2(1). 応募資格」をすべて満たすものに限る。企画提案書等の提出の作成にあたっては、「2(3). 企画提案書の作成および提出」に基づくこと。

【提出期限】 令和6年9月20日(金)15:00までに必着 ※電子メールの場合も同様

【提出先】 後記の「4 問い合わせ先」の住所宛て

(3) 企画提案書の作成及び提出

- ① 上記「2(2). 応募の手続き」にある「③企画提案書等の提出」にあたっては、以下の書類を提出すること。なお、提出書類(ホームページ掲載様式をダウンロードして活用してください)の押印箇所には、すべて代表社印を押印すること。

なお、メールなどによる電子媒体での提出に際して、ファイル共有サービスなどの活用も可能とする。書類での提出の場合は、メールにてその旨を提出期限までに申し出た上で、電子媒体(媒体はCD-RまたはDVD-R、ファイルはワードやパワーポイント等、編集可能な形式とする)も合わせて提出すること。

- ア. 企画提案応募申請書兼誓約書（様式2）
- イ. 納税証明書（国税、地方税）
- ウ. 企画提案書（様式自由）
- エ. 工事实施体制（様式4）
- オ. 過去5年以内の類似等工事实績書（様式5）
- カ. 見積書
- キ. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

② 本工事に必要な経費を、予算限度額の範囲内において次の内容で作成すること。

ア. 直接工事費

- ・三相システム（太陽光パネル、ケーブル、蓄電池等）
- ・単相システム（太陽光パネル、蓄電池、変圧器等）
- ・制御・計測システム（制御・計測関連システム）
- ・システム試験（システム試験、PCS 試験、試運転等）
- ・機器設置工事（施工費、足場組、搬入、養生、資材等）
- ・架台設置工事（施工費、足場組、搬入、養生、資材等）
- ・電気工事費（施工費、掘削、電導菅、ケーブル、負荷盤等）
- ・その他経費（設計費、技術提案費等）

イ. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）

※別紙：工事費内訳書 参照

注1 上記(3)企画提案書の制作及び提出のカ(見積書)については、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。なお、発行後3か月以内であり、内容が原本と相違ないことが確認できるものであれば、写しであっても構わない。

各種費目の単価、内訳および金額の根拠を記載し、値引き等の記載は行わないこと。

③企画提案書の作成にかかる留意点

書類提出にあたって使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨とすること。

- ア. A4判を基本とすること。
- イ. 文字サイズは、10ポイント以上を基本とすること。
- ウ. 提案内容は、仕様書の工事内容を反映し、明瞭かつ具体的に記載すること。
- エ. 仕様書の工事内容以外にも有益な提案があれば記載すること。
- オ. 提出した企画提案書の差し替えは原則認めない。

(4) 提案辞退企画提案

応募申請書兼誓約書を提出した者が、企画提案を辞退する場合は、企画提案辞退届（様式3）を郵送にて提出すること。なお、企画提案を辞退する場合であっても、提出した書類の返送は行わない。

(5) 受注者の選定

① 書類選考および審査

国頭村サステナブル・ビレッジ推進協議会（以下、「協議会」という。）の中で、提案者による

企画提案書の内容や、見積内容等について、書類選考を行い、その内容を審査する。

- ② 優先交渉権 評価の合計点が最も高く、かつ配点の満点数の評価を多く獲得したものを優先交渉権とし、次点のものを次点交渉者とする。ただし、最も高い評価点を獲得した提案者が2つ以上ある場合は、見積価格がより低いものを優先交渉者とする。
- ③ 情報の公開
審査、選定は非公開で行い、その経過等に関する問い合わせには一切応じない。
- ④ 選定基準
以下の着眼点に基づいて総合的な評価を行うものとする。

No.	評価項目	評価内容	配点
1	工事の企画・技術の先進性・実行性	(1) 実証実験に資する企画・技術の先進性を伴う、具体的な内容となっているか。	15
		(2) 工事実施後のCO2削減が期待できる提案となっているか。	15
2	工事の計画性	(1) 工事を適切に遂行するにあたりスケジュールや各工程等の設定が適切であるか。	20
3	見積内容の適性	(1) 積算の内訳が示され、提案内容に対し適正であるか。	20
4	工事実施体制の適応性	(1) 工事を的確に遂行できる人材の確保や体制構築等がなされているか。	5
		(2) レジリエンス対応およびBCP策定に向けた県内の人材育成に寄与するか。	15
合 計			100

- ⑤ 結果の通知
協議会による選定終了後、各提案者宛てにメールおよび書面により結果を通知する。

(6) 契約について

- ① 契約の締結
優先交渉権者に選定された者は選定通知書を受領した後、速やかに協議会と契約交渉にあたり、提案内容・契約の詳細について協議し、双方合意の後に工事請負契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。
- ② 契約金額
契約金額については、優先交渉権者から見積書を新たに徴取し、協議会が設定する予定金額の範囲内であると確認したうえで決定する。
- ③ 契約金額の支払方法
受注者は、協議会が定めた範囲内で、前金払及び部分払を発注者に請求することができる。受注者、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知し、工事完成検査を受けなければならない。発注者は、工事完成検査において認められた金額を受注者に支払うこととする。

(7) スケジュール (予定)

No.	内 容	期 日
1	企画提案資料および質問票の受付開始	令和6年9月3日(火)
2	質問票受付期限	令和6年9月12日(木)
3	質問回答期限	令和6年9月17日(火)
4	必要書類および企画提案書類の提出期限	令和6年9月20日(金)
5	優先交渉権者の選定	令和6年9月24日(火)
6	受注者の決定及び契約締結	令和6年9月25日(水)以降

(8) その他留意事項

- ① 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア. 応募資格のない者が提案した時 同一者が複数の提案をしたとき
 - イ. 書類等に虚偽の記載をしたとき
 - ウ. 誤字・脱字等によって提案の意思表示が極端に不明確であるとき
 - エ. その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為があったとき※企画提案書等を受理した後の提案者による加筆・修正は、原則認めない。
- ② 提出の収集・作成・送付にかかる一切の費用は、提案者の負担とする。
- ③ 受注者の選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立ては一切応じないものとする。
- ④ 提出された企画提案書類は返却しないものとする。なお、提出された書類は原則として本工事における公募選定にのみ使用し、提案者の承諾なく他の目的には使用しない。
- ⑤ その他の追加提案については、仕様書に記載する項目の他、本工事遂行において効果的な提案があれば、追加事項を提案する。その際、申請時提出の見積書に記載すること。
- ⑥ 工事の全委託は禁止を大前提とする。

3. 成果品

(1) 本工事の成果物として、下記のとおり提出すること。なお、成果物における知的財産権利は原則として協議会の帰属とするものとするが、著作隣接権等の付随する法令についてはその限りではないこととし、映像の構成などが確定した際に両者協議のもと権利関係の精査、取り扱いの決定とする。

- ① 工事図面 (紙媒体製本・CD-R 1部)
 - ② 工事報告書 (紙媒体・CD-R、USB 外部記憶装置などの電子記録媒体 1部)
 - ③ 施工動画 (CD-R、USB 外部記憶装置などの電子記録媒体 1部)
 - ④ 経費報告書(内訳、領収証等)その他発注者が求めるもの
- ※上記を含めた詳細を、第1回目打ち合わせにて協議後設定することとする。

(2) 納入場所

国頭村サステナブル・ビレッジ推進協議会

(自立・分散型エネルギー設備等導入事業事務局 国頭村役場・商工観光課内)

(3) 工事实施上の注意

- ① 受注者は、工事实施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。
- ② 協議会と十分な協議の上、施設利用者の安全を確保し、本工事を実施すること。
- ③ 本工事を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- ④ 本工事の経理は、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ⑤ 本工事の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害してはならないことを保障すること。
- ⑥ 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- ⑦ 本工事に関して提出した実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更の実施計画書を提出し、協議会と協議すること。
- ⑧ 契約期間中は本工事の進捗状況を随時、協議会へ報告し遂行すること。
- ⑨ 事業の着手から完了までの間にあたって必要書類を提出するほか、本工事にかかる関係書類は、他の工事のもと明確に区分して整理すること。
- ⑩ 本工事に係る書類について、工事完了の翌年度から5年間保管すること。

(4) 提出書類

受注者は、本工事の実施において、次の書類を提出するものとする。

- ① 契約時工事計画書(スケジュール表、工程表、実施体制表等)
 - ② 技術者等に関すること(実務経験、経歴など)
 - ③ 完成時工事に係る経費内訳書及び証憑書類
- ※発注者が追加指示する場合があります。

(5) その他事項

- ① 受注者は、協議会が行うサステナブル・ビレッジ推進プロジェクトに協力すること。
- ② 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議を行い真摯に対応しなければならない。

4. 問い合わせ先

国頭村サステナブル・ビレッジ推進協議会

(自立・分散型エネルギー設備等導入事業事務局 国頭村役場・商工観光課内)

〒905-1495

沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 121 番地

TEL : 0980-41-2622 FAX : 0980-41-5910

E-mail : info@kunigami-sv.jp 担当 : 宮城、岸浪